



こどもの 居場所づくり



ガイドブック

こどもたちが夢と希望をもち
地域でこどもたちを支える活動を応援します。



静岡県

こどもの 居場所づくり

はじめに



少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化等のなかで、こどもや子育て家庭が抱える課題は、複雑化・多様化しています。また、貧困等により生きづらさを抱えている方も少なくありません。

そうした中、近年、「こども食堂」をはじめとした「こどもの居場所づくり」が注目されています。誰でも自由に利用でき、食事や遊び、学習などを通じて、孤立を防止し、自立につなげることができる貴重な場所であり、利用者にとって魅力的な取組であるとともに、運営する側にとってもやりがいのある取組となっています。

本冊子は、主にこれからこどもの居場所づくりに取り組みたい、参加したい、充実させていきたい、という方々の参考にしていただけるように作成いたしました。

将来を担うこどもたちが夢と希望を持って健やかに成長できるよう、地域でこどもたちを支える活動が、今後さらに広がっていくことを期待しています。

令和7年3月

contents

こどもの 居場所づくり

ガイドブック



●「こどもの居場所」とは	3
●居場所を立ち上げる前に	5
1.わたしの想い	5
2.見学に行こう	6
●さあ、はじめよう！ 具体的な立上げの手順を紹介	7
1.活動内容を決める	7
2.対象者を決める	8
3.開催頻度・時期を決める	10
4.会場を確保する	11
5.スタッフを集める	12
6.利用料を決める	12
7.資金を確保する	13
8.リスクマネジメントを考えておく	16
9.周知する	22
10.プレオープン	23
11.居場所を続けていくために	26
●県内の実践事例	27
1.一般社団法人ルミナス	27
2.しずおかキッズカフェ	29
3.NPO法人しんみらいプロジェクト	31
●居場所立上げまでのワークシート	33
●こどもの居場所の 立ち上げについての相談窓口	35

※掲載している内容は令和7年3月時点の情報です。

『こどもの居場所』とは？



- こどもが一人でも安心して利用できる地域の居場所です。
決まった定義はない自由な取組で、食事の提供や、学習支援や多世代交流（こども同士、地域の様々な大人との関わり）などが行われています。こどもたちが温かいまなざしで見守られ、関わってくれる人に囲まれ、こどもたちが安心して過ごせる空間で、一緒にごはんを食べたり、宿題をしたり、遊んだり、体験したり、いろいろな考え方の人と交流することができる場所です。

- 地域には、貧困や虐待など様々な困難を抱え、誰にも相談できずに抱え込んでしまうこどももいます。こどもを中心とした交流拠点のなかで、自然な形でこどもたちと学習や進学、就労、家庭環境などの会話をするすることで、悩みに気づき、支援機関につなぐことも、こどもの居場所の役割として、期待されています。

- こどもの居場所は、登録や届出[※]が必要なものではなく、“こどもの居場所を作りたい”という思いがあれば、誰でも始めることができます。

※食事を提供する場合は、食品営業許可が必要になる場合があります。

こどもの居場所の例

● こども食堂 ● 学習支援 ● 遊び場 ● プレーパークなど

- こどもの居場所の中でも、無料又は低額で食事を提供する「こども食堂」の取組は比較的取り組みやすく、こどもも気軽に利用できることから、近年、全国的な広がりをみせています。4ページでは居場所の中でも特に「こども食堂」の取組を紹介します。

～ こども食堂の取組～



経済的な理由から満足に食事をとれないこどもや、インスタント食品やお菓子などで済ませてしまうこども、共働き家庭やひとり親家庭等、家庭の事情により一人で食事をするこどもがいるなど、こどもの食に関する問題が多くなっています。「こども食堂」は、栄養バランスのとれた食事を提供するほか、「孤食」を改善する狙いもあります。



運 営	地域ボランティア、NPO法人、町内会、社会福祉法人
目 的	地域交流、多世代交流、貧困家庭の支援、孤食の防止など
場 所	個人の自宅、集会所、公民館、民間施設など
資 金	寄付、助成金 食材は農家や家庭菜園をしている人からの寄付など
スタッフ	無償ボランティア
利 用 者	こどもから大人まで誰でも、貧困家庭のこども、ひとり親家庭のこどもなど
開 催 日	月1～2回、週1回など
開催時間	平日：下校時間～20時、土日：10時～など
内 容	食事の提供(併せて学習支援や遊び場の提供など)
規 模	数人～50人
利 用 料	こどもは無料～300円、大人300～500円など 利用料を設定していないところも有

居場所を立ち上げる前に

1 わたしの想い

こどもの居場所に興味を持ち、はじめよう!と思ったきっかけを文章に起こして記録しておきましょう。

このページはいずれあなたが立上げることの居場所の理念に繋がります。立上げ後もいつでも見返せるようにこの本の最初のページに用意しておきました。



●こどもの居場所をはじめようと思ったきっかけ(経緯)

.....

.....

.....

.....



●こどもの居場所で私がやりたいこと(目的)

.....

.....

.....

.....



●私の未来のビジョン(目指す姿)

.....

.....

.....

.....

2 見学に行こう

居場所の取組は、運営主体・形式や内容、目的など様々です。

多様な居場所を見学することで、具体的にイメージしやすく、計画が立てやすくなります。

ボランティアとして参加してみると、より雰囲気がつかめることでしょう。

また、自分たちの居場所に取り入れられるアイデアをもらうこともできます。

なお、利用者にとって大切な居場所です。見学にあたっては、利用されている方々への配慮に心がけてください。



見学する際に気をつけるポイント！

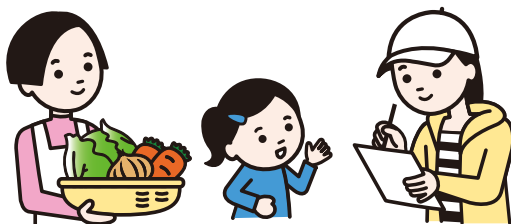
- 静岡県内のこどもの居場所は
“静岡県こどもの居場所マップ”で検索することができます。



- 事前に連絡し、見学の日程を調整します。
(見学者の人数、時間、目的など)

- 写真撮影を行う場合は、運営者に撮影・使用の目的を説明し、必ず許可を得てください。
※利用者にも声をかけ、承諾を得ることも必要です。

仲間が集まり、思いをひとつにできたら、まずはやってみよう！



さあ、はじめよう！

具体的な立上げの手順を紹介

居場所を立ち上げるまでに検討し、準備しておく事項を確認しましょう

1 活動内容を決める

目的を達成するためにどのような活動を行うのかを決めましょう。

例えばこのような内容

目 的	活動内容
両親が共働きのため1人で食事をしているこどもたちに食事を通して団欒の場を提供したい。	食事の提供
宿題を見てもらいたい子、学習習慣を身につけたいこどもたちに勉強を教える時間を設けたい。	学習支援
核家族が多くなっているため、地域のこどもと高齢者が交流できる場を作りたい。	多世代交流
家で遊ぶことの多いこどものために、こどもが外でおもいきり遊べる場所遊び場の提供を作りたい。	遊び場の提供
ひきこもりや学校を長期欠席しているこどもの居場所を作りたい。	活動場所の提供



2 対象者を決める

どの地域のどんな人を対象とするのか決めておきましょう。

対象者を絞らない所もあれば、地域や年齢を限定している所もあります。対象とする利用者を想定することによって、周知の方法やエリアも必然的に決まってきます。

例えばこのような対象者

- こどもから大人まで誰でも
- 小学生以下のこどもたち
- 両親が共働きのために1人で食事をしているこども
- ひとり親家庭のこどもたち
- 不登校やひきこもりのこどもたち





ちょっと
ポイント!



人数

スタッフの規模で無理なく受け入れられる人数を想定しておきましょう。

概ね20～50人規模で実施されているところが多いようです。

名称

活動の看板となりますので、目的に合ったネーミングが大切です。

名称だけで、何をするとところなのか伝えることも必要です。例えば、食事を提供するところの大半は「食堂」を入れています。

また、対象者をこどもに限定せず、ひとり暮らしの高齢者にも来てほしいために、「こども」を入れていないところもあります。

仲間と一緒に、活動の内容や思いが伝わる名称を考えてみてください。



3 開催頻度・時期を決める

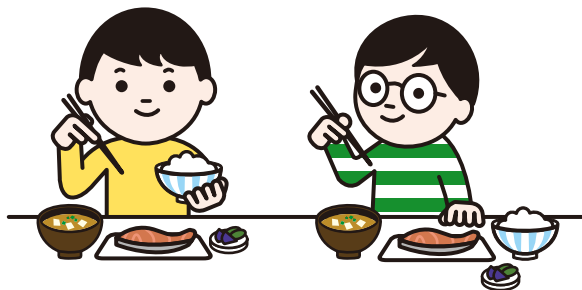
月1回や週2回など、地域の実情を踏まえて、継続できる頻度で始めることが大切です。はじめは、月1回から実施して、利用状況やスタッフの体制に合わせて回数を増やしていてもよいでしょう。

※開催する時期や曜日は、どんな人たちに利用してほしいかによって様々です。



例えばこのようなスケジュール

- ・毎月第○土曜日、10時～16時
(週末に子どもが自由に遊べる遊び場を提供したい)
- ・毎月第○月曜日、15時～20時
(放課後に一人で家にいる子どもに居場所を提供したい)
- ・夏休み期間中、9時～17時
(長期休暇期間の食事や学習の機会を提供したい)
- ・毎週○○曜日、6時～9時
(平日の朝ごはんを提供してあげたい)



4 会場を確保する

開催頻度や時間帯に合わせて、利用できる場所を探しましょう。継続するためには、なるべく安価で利用できる場所を見つけられるとよいでしょう。

こどもが歩いて行ける、迷わない、駐車場が確保できること、こども食堂の場合は、調理設備と飲食空間が確保できるなどの視点も大切です。

例えばこのような会場

●自治会館や公民館

※地元住民であれば安価で利用でき、比較的住宅街にあるため、多く利用されているようです。

長期で継続して予約することが難しいところもあります。

●お寺や教会、神社

●喫茶店などの店舗(休業日・休憩時間帯)

●社会福祉施設の地域交流室

※入所や通所施設であれば食事を提供しているため、調理施設が整っています。

※会場の設備や備品(利用できるもの、利用できないもの等)を事前に確認しておきましょう



5 スタッフを集める

継続するためには、少しでも多くの方に関わってもらう必要があります。

1回あたりに必要なスタッフの人数や役割分担を考えておきましょう。
利用者や活動頻度に合わせて徐々に増やしていくのもよいでしょう。

ボランティアの募集方法(例)

- 友人、知人に協力をお願いする
- チラシを作って、広く周知する(回覧板やポスティングなど)
- 地元の高校生や大学生を学校を通じて募集する。
- SNSやホームページに掲載する
- 市町ボランティアセンターを通じて募集する。
※市町社会福祉協議会にこ相談ください。
- 学習支援のスタッフとして、教員OBをお願いする

※こども性暴力防止法の動向にも
注意していく必要があります。



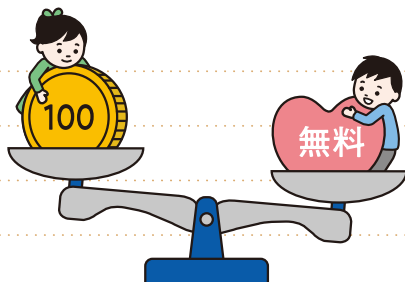
6 利用料を決める

無料のところもあれば有料(100円～300円など)のところもあり様々です。

無料の場合、運営面で資金確保が難しくなりますが、一方で有料の場合は、
参加者が利用しにくくなる場合もあります。

利用料の参考例

- こども100円、大人300円
- こどもはお手伝いをすると無料
- 個々のお気持ちで



7 資金を確保する

立上げ時に必要な資金や運転資金など、具体的に収支計画書を作成し、資金の流れをイメージすることが必要です。

※団体の通帳を作り、団体の資金としてしっかり管理することが大切です。

寄付や助成金を受ける時にも役立ちます。



こどもの居場所に係る費用

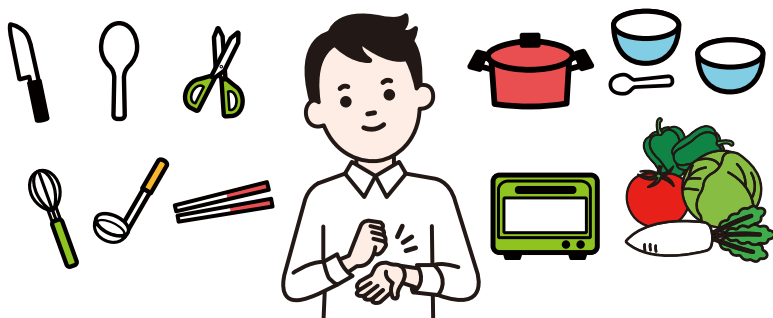
●立上げ時

備品（調理器具や事務用品、食器等）購入、チラシ作成費用（コピー代、紙代等）、許可等の取得費用など



●開催時

食材費（野菜や肉・魚、調味料等）、会場費（会場使用料、光熱水費等）、ボランティア保険料など





ちょっと
ポイント!



資金の確保

活動を継続するために、資金の確保は大きな課題です。

参加料だけで賄うのは難しいため、助成金を活用したり、寄付を募ることも効果的です。資金だけでなく、絵本やおもちゃ、備品などの物品を提供してもらうのもひとつの方法です。

市町社会福祉協議会や、商工会議所・商工会などの経済団体に相談してみるのも良いかもしれません。

〈例〉・助成金

- ・寄附(SNSやチラシ、クラウドファンディング等で募集)
- ・会費 など

※ただし、助成金や寄付は、一時的なものであり、安定的に資金を確保できる仕組みをつくっていく必要があります。

食材の確保(こども食堂の場合)

食事を提供するこどもの居場所においては、食材の確保も大きな課題です。そうした中で、地元の農家や企業から食材を提供してもらっている所も多いようです。

なお、提供いただくためには、取組を広く周知し、多くの人に知ってもらうことが必要となります。

- ・地元の農家や農協、企業(商品にならなかった食材などの提供)
- ・フードバンク など



助成金の情報

助成事業名	実施団体・ホームページ
①ふれあい基金 「地域福祉・ボランティア活動等 推進助成事業」	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会 http://www.shizuoka-wel.jp/ 
②ふれあい基金 「しずおかの居場所助成事業」	
③こどもの居場所応援基金 事業費助成金	

※募集時期や助成金額・内容等について、ホームページをご覧ください。

募集内容等は年度によって変更されている場合がありますので、お早めにご確認ください。

※NPO法人などの法人格を持っていないと申請できないものもあります。

対象者・団体などの条件は、各助成事業の要綱・要領等で、ご確認ください。

※助成金情報や申請方法など、ご不明な点は、地元の社会福祉協議会にご相談ください。



8 リスクマネジメントを考えておく

こどもたちの安全・安心のために、設備や体制など細心の注意が必要です。

リスク回避のための事前準備に加え、もし何か起こった時にはどのように対応するか、具体的な対応策も話し合っておくことが大切です。

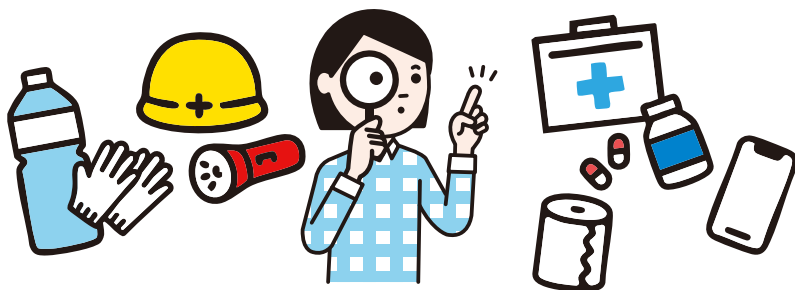


事故・ケガの防止・対応

こどもたちの遊びや生活の場面からあらかじめ予想される危険は取り除いておくことが大切です。準備時間などを利用して、会場内外の点検や整備を行い、事故やケガが起きた場合には、応急処置等の対応を速やかに行い、その対応と併せて保護者等に連絡をとり、状況を伝えましょう。

居場所への行き帰り時の安全確保については、保護者の責任において行っていただくよう事前に伝えておきましょう。帰りが遅くなって保護者も迎えに来られない場合には、送ってあげるなどこどもの安全に配慮しましょう。

また、利用者やスタッフが事故にあったり、ケガをした場合、あるいはスタッフが賠償責任を負ってしまった場合に備えて、保険に加入しておく必要があります。人数や回数、補償内容により様々ありますので、事前に情報収集しておくといでしょう。



社会福祉協議会のボランティア保険 (活動保険・行事用保険)

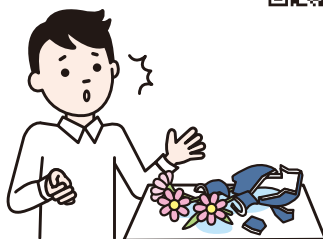
ボランティア活動中の様々な事故によるケガや損害賠償責任を保障する保険があります。自宅と活動場所との往復途上の事故も補償の対象となります。また、ボランティア自身の食中毒や特定感染症、熱中症も補償されます。活動を始める前に加入しておきましょう。

詳しい内容の問い合わせ及び加入手続きは、地元の社会福祉協議会へご相談ください。

●保険金をお支払いする主な場合

- ・ 清掃ボランティア活動中、転んで怪我をして通院した。(ケガの補償)
- ・ 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。(ケガの補償)
- ・ 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。
(ケガの補償)
- ・ 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。
(賠償の補償)
- ・ 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。
(賠償の補償)

保険料詳細はコチラのQRからご確認ください ▶▶▶





個人情報の取り扱い

利用者の個人情報については、適切な管理を行うことが重要です。

- ・利用者の個人情報(氏名、連絡先、アレルギー食材等)が記載された名簿や書類は、活動以外では使用せず、適切な保管を行いましょう。
- ・活動を通して知り得た情報は、口外したり、SNS等で公開したりしてはいけません。
- ・写真の使用については、事前に本人(あるいは保護者)に説明し、同意を得ておきます。

※チラシや報告書等で使用する場合は、承諾を得る、あるいは特定できないように加工する等の配慮が必要です。



食事やおやつを提供する場合

食物アレルギー対応

食物アレルギーは、時に命に関わります。食物アレルギーを持っている子どもには事前に申告してもらうことなど、申込時等に食物アレルギーの有無を必ず確認しましょう。

対応食を準備することができない場合は、食物アレルギーに対応していないことをチラシに明記する等、事前に周知しておきましょう。

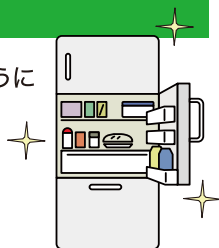
アレルギーを持つ子どもに食事を提供する場合は、事前にメニューを保護者に確認してもらう等、保護者と連携して対応しましょう。





食中毒予防

食事を提供する場合は、食中毒が発生しないように食品等の取扱いには十分注意してください。



食中毒予防の原則とポイント

予防の原則

- ・ 食中毒の原因菌を「**つけない、増やさない、やっつける**」
- ・ 食中毒の原因ウイルスを「**持ち込まない、ひろげない、つけない、やっつける**」

つけない

調理前やトイレ使用後等は、手洗いを実施する。



増やさない

肉、魚等の生鮮食品やそうざい等は、低温で保存する。

やっつける

加熱調理の際には、中心部までよく加熱する。

持ち込まない

嘔吐や下痢、発熱等の症状がある場合は、調理を行わないようにする。

ひろげない

こまめな手洗いを実施する。また、ふきんやまな板、包丁等の調理器具は、洗剤でよく洗い、定期的に熱湯消毒を行う。



こども食堂における衛生管理のポイント

1 計画段階

- ・保健所: こども食堂を開設する前に、必ず管轄の保健所に相談し、許可届出の手続きや食品衛生に関する指導・助言等を求めましょう。
- ・食品衛生知識: 調理担当者は食品衛生に関する基本的な知識を習得するよう努めましょう。
- ・献立と食数: 無理のない献立や食数で提供しましょう。

2 調理施設の衛生管理

- ・調理設備: 給湯設備や手洗設備等が整った調理施設を使用しましょう。
また、調理作業に不必要なものは置かないようにしましょう。
- ・清潔維持: 石鹼、消毒液、ペーパータオル、洗浄剤、清潔なふきん等を備えましょう。
- ・薬剤管理: 洗剤等は誤使用を防ぐためラベルを貼り、食品とは別の場所に保管しましょう。
- ・トイレ清掃: トイレは定期的な清掃と消毒を実施しましょう。

3 運営側の健康と衛生管理

- ・健康チェック: 作業開始前に調理担当者の健康チェックを行いましょう。
下痢・嘔吐の症状や手指に傷がある方は、調理や配膳に携わらないようにしましょう。
- ・手洗い: 石鹼と流水でこまめに手洗いを行いましょう。
- ・作業衣: エプロン、三角巾、マスク等清潔な作業衣を着用しましょう。
また、必要に応じ使い捨て手袋を使用しましょう。

4 原材料の受入れ

- ・仕入れ: 生鮮食品は一回で使い切る量を調理当日に仕入れましょう。
- ・品質確認: 包装の破れ、腐敗、消費期限をチェックしましょう。
- ・冷蔵保存: 冷蔵・冷凍が必要なものは速やかに保存しましょう。

5 下準備

- ・速やかな処理: 冷蔵庫・冷凍庫から出した材料は速やかに処理しましょう。
- ・調理器具の使い分け: まな板、包丁等の調理器具は、肉類、魚介類、野菜等の用途別に使い分けましょう。
- ・器具の消毒: 洗浄後は、熱湯や塩素系殺菌剤、アルコールで消毒・殺菌しましょう。



6 調理

- ・ 前日調理禁止: 提供食品はつくり置きを避けて、当日調理したものを2時間以内に食べきってもらうようにしましょう。
- ・ 食材の洗浄: 魚介類や野菜・果物は流水でよく洗いましょう。
- ・ 生もの提供の禁止: 抵抗力が弱い方への加熱調理していない食品の提供は避けましょう。
- ・ 専用器具の使用: 生の食材を扱う調理器具と加熱済みの食品に使用する調理器具は、それぞれ専用のものを使用しましょう。
- ・ 十分な加熱: 加熱する食品は中心部までよく加熱しましょう。
- ・ 提供までの温度管理: 調理後の食品は温度管理をして、熱い食品は熱いまま、冷たい食品は冷たいまま提供しましょう。

7 その他考慮すべき事項

- ・ 異物混入: 食材に異物が付着していないか確認し、調理時に異物が混入しないようにしましょう。
- ・ 食物アレルギー: 計画段階でアレルギー症状が発生したときの緊急時対応を検討しておきましょう。
- ・ 誤嚥・窒息: 窒息事故が起きた際の応急措置や医療機関等の確認をしておきましょう。
- ・ 保険加入: 万一の事故に備えて個人や団体向けの保険加入を検討しましょう。
- ・ 記録保存: 献立や食材の購入先・購入時間の記録を最低1ヶ月間は保管しましょう。
- ・ 対応方法については、わかりやすくフローチャートや連絡先(連携先)の一覧を作成しておくで安心です。



参考ホームページ

- 食中毒について
(静岡県ホームページ)



- 食品衛生許認可について
(静岡県ホームページ)



- こども食堂における
衛生管理のポイント
(厚生労働省ホームページ)



- 県内保健所一覧
(静岡県ホームページ)



9 周知する

来てほしい対象者に情報を伝えるためには、対象者に合った媒体を活用したり、地域の社会資源を利用するなど、工夫が必要です。

周知する方法(例)

- 自治会長や役所に相談し、自治会の回覧板でチラシを回す
(広く住民に知ってもらいたい、多くの世代に来てほしい)
- 民生委員・児童委員を通じて、ひとり親世帯やひとり暮らし高齢者世帯などにチラシを配布(特定の人に利用して欲しい)
- 地元スーパーの掲示版で案内
(保護者に伝えたい、地域で多くの人に知ってほしい)
- 小学校でチラシを配布してもらう
(こどもや保護者に知ってもらいたい、学校関係者にも知ってほしい)
- SNSやホームページで案内
(こどもを持つ若い世代を中心に多くの人に知ってほしい)



10 プレオープン

本番のオープン前に、地域の方や関係者を集めて「プレオープン」を行うことにより、こどもの居場所を広く知ってもらい広報になるだけでなく、スタッフの動きを確認でき、それまで気がつかなかった点を補うことができます。

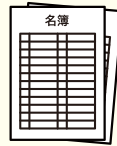
プレオープンのメリット

- 設備や備品の不備がないか確認できる
- スタッフの動きが確認できる
- 地域の人に雰囲気を知ってもらえる
- 支援(食材の寄付やボランティア)を集めるPRの場になる



こども食堂を実施する場合に準備するもの(例)

- ・ 看板やのぼり(のれん)
- ・ 調理器具
- ・ 食材
- ・ 名簿(当日記入してもらうもの等)
- ・ チラシ(今後の予定がわかるもの)
- ・ メニュー表 など



プレオープンには、協力者や地域の方々に、利用者として体験してもらい、気づいた点をアドバイスしてもらうとよいでしょう。

その気づきを、スタッフ間で共有し、改善策を検討することで、地域のこどもの居場所としてより素敵なものとなるでしょう。



こども食堂を実施する場合のチェックリスト(例)

以下のようなチェックリストを活用し準備をしましょう！



●前日までのチェックリスト

- ☐ ボランティア保険には加入しましたか？
- ☐ 広報活動はしましたか？
- ☐ 会場の使用申請はしましたか？

●当日のチェックリスト

- ☐ 会場の設営はできましたか？(各種案内板(活動場・トイレ等)・チラシの貼付け)
- ☐ 会場の安全確認はしましたか？
- ☐ スタッフは体調不良ではありませんか？また手指等に傷などはありますか？
- ☐ エプロン・三角巾・マスクは身に付けましたか？
- ☐ 食材の賞味期限は切れていませんか？
- ☐ 食材購入時の領収書を控えてありますか？
- ☐ 食材はよく洗いましたか？
- ☐ 食材はよく火を通してありますか？
- ☐ 調理後は時間を置かずに提供しましたか？



●その他の準備物は以下を参考にしてみましょう！

- ☐ 看板・チラシ・旗などの広報物
- ☐ エプロン・三角巾・マスク ☐ 調理器具 ☐ 食器 ☐ 食材
- ☐ 調味料類 ☐ 布巾・ぞうきん ☐ 来場者名簿
- ☐ メニュー表 ☐ 食器用洗剤 ☐ 時計 ☐ 筆記用具
- ☐ 消毒キット(アルコール・マスク等)

※空白欄には、ご自分が必要な準備品を書きこんでください。

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ☐ | ☐ | ☐ |
| ☐ | ☐ | ☐ |
| ☐ | ☐ | ☐ |



ちょっと
ポイント！



地域への説明

こどもの居場所を立ち上げ、また長く継続していくためには、地域の理解を得ることが大切です。

そのため、立上げにあたっては、地元の自治会や近隣住民などに対して、活動の目的や内容など丁寧に説明しましょう。

その際、チラシ等を準備しておくといでしょう。

また、活動を継続していくうえで、自治会、民生委員・児童委員、こども会、老人会、小学校、中学校、高校、大学、社会福祉法人、食育ボランティア団体等と連携していくことも大事なポイントです。

周知方法

- 自治会（役員会、総会等）で説明
- チラシやパンフレットの作成、配布
- 小学校等でのチラシ配布



／ さあ！いよいよオープンです ／



11 居場所を続けていくために

こどもにとって居心地のよい居場所にしていくには、利用するこども達の声を聴くことが大切です。

こどもの居場所を利用するこども達の中には、様々な事情を抱えているこどももいます。自分の想いを言葉にすることが苦手なこどもには、無理に話かけるのではなく、時間をかけて話をしてくれることを待つことも必要です。

言葉だけでなく表情や態度も含めてこども達の想いを受け止め、読み解き、改善につなげていきましょう。

また、こどもの様子で気になることがあったり、相談したい場合は、専門機関等につなぐことも考えましょう。

実際に居場所の運営を始めると、想定していなかったことが起こることもあります。開催後はスタッフ間で振り返りを行い、良かったこと、気になったこと、困ったことを共有し、次の開催につなげましょう。

開催内容をまとめて関係者や協力者に報告することで、活動内容の理解が深まり、継続的な支援につながります。

振り返り記録の内容例

- ①日時・会場 ②参加人数、参加者名 ③当日の献立(こども食堂の場合)
- ④当日のプログラム ⑤振り返り(良かったこと、気になったこと、困ったこと)
- ⑥次回への改善点

こどもとの接し方

- 挨拶は大きな声ではっきりと行う。 ● しつこく家庭のことを聞かない。
- 最後まで否定せずに聞く。 ● 失敗を責めない。

専門機関等

- 町内会 ● 民生委員・児童委員 ● 児童相談所
- 市町(P.36) ● 市町社会福祉協議会(P.37)



✓CHECK/

こどもの居場所づくり
説明動画
(こども家庭庁)



こどもの居場所づくり
パンフレット
(こども家庭庁)



事例紹介



居場所名：「りぼーん」

団体名：一般社団法人ルミナス

＼ 運営者のみなさんに聞いてみました！ ／

Q1

居場所立上げのきっかけを教えてください

元々学習支援や就労支援をやっている中で、不登校の子が多いことに驚いた。さらにコロナ禍に不登校の子が増えてきて、その保護者から、昼間子どもを一人にするのは不安なので、居場所を作ってくれないかと頼まれたから。



Q2

居場所の運営を通じて学んだこと、やりがいを教えてください

子どもたちが日々この居場所で好きな事や得意な事を通して自信を持ち、スタッフ以外の大人達と会話することができるようになったり笑顔が増えたり学校に行けるようになったり積極的に行動できたり等、子ども達の成長の変化が見れてとてもうれしくやりがいを感じる。



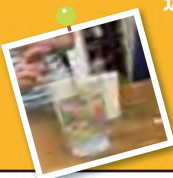
Q3

活動を継続していく上で重要なこと、心掛けていることを教えてください

活動を継続するには、継続して参加できるボランティアの確保は大事です。ボランティアの意識の共有として、ボランティア同士のコミュニケーション、情報共有を心がけています。利用しているこども達の状況や困り事など、皆んなで話し合いをしています。この様なコミュニケーションを通して、大人もこども達も安心して笑顔溢れる居場所になります。ルミナスでは、継続していくために、大人が子ども達と楽しく笑顔でこども達と遊んだり話をしたり、こども達がまた参加したいなと思える居場所になるように心がけています。

活動日のタイムスケジュール

- 12:30 送迎(車)
- 13:30 開所
- 15:00頃 自由時間・工作・遊び
おやつ
- 16:00 自由時間・工作・遊び
送迎(車)



これから居場所を
立ち上げたい方への
メッセージ!

我々を必要とするこどもが一人でもいたら始められます。親もこども達も孤立している場合が多いです。話し相手からでも大丈夫です。こどもが楽しく過ごせる第3の居場所を増やしましょう。

居場所情報



- 居場所名:「りぼーん」 ● 団体名:一般社団法人ルミナス
- 代表者:尾朝健太郎 氏 ● 設立:2020年7月
- 対象者:不登校の小中高生(困り事を抱えた子供たち)
- 内容:不登校のこどもの居場所
- 場所:沼津市大岡 / 三島市大場
- 運営日:沼津市大岡りぼーん(毎週火曜日) 13:30~14:00
三島市大場りぼーん(毎週木曜日) 13:30~14:00
- その他の詳細情報:車での送迎あります
- TEL:080-1355-6721 ● Web:<https://luminous.bz>
- メール:luminous1004151@gmail.com



・代表者/尾朝健太郎 氏



事例紹介



●団体名：
しずおかキッズカフェ

こども食堂「しずおかキッズカフェ」は2016年春に静岡市葵区瀬名川で始まった有志によるボランティア団体です。

月2回の土曜日にこどもは無料、大人は300円でランチビュッフェを提供しております。活動は、地元の方々の善意によって支えられています。

＼ 運営者のみなさんに聞いてみました！ ／

Q1

居場所立上げのきっかけを教えてください

中学生のときに不登校を経験した頃から、学校以外に地域で居場所があったら良いと思い、大学生の頃に立ち上げました。



Q2

居場所の運営を通じて学んだこと、やりがいを教えてください

毎回多くのこどもたちが楽しみにしてくれていて、料理を「美味しい」と言ってくれることは、とてもやりがいがあります。コロナや物価の高騰などでこども食堂のニーズはますます高まっているように思います。

Q3

活動を継続していく上で重要なこと、心掛けていることを教えてください

しずおかキッズカフェでは、個人を尊重することを大切にしています。利用者の方々のプライバシーや人権への配慮はもちろん、あらゆる家庭状況のこどもを平等に受け入れております。また、ボランティアの方々は皆、所属や社会的立場はそれぞれですが、個人として活動を支えてくださっています。運営代表も東大大学院生ですが、こども食堂ではあくまで個人として活動しています。堅い組織では閉塞感が出てしまいましたが、個人が集まり、互いを尊重する場であるからこそ、利用者の方々にとっても敷居が低く、気軽に立ち寄れる雰囲気が作られているように思います。

活動日のタイムスケジュール



- 8:30 準備開始
- 10:00 ボランティアさんが次々に参加
- 12:00 こども食堂 受付開始
- 14:00 受付終了
- 15:00 片付け
- 15:30 特別支援活動

※イベント、学習支援、子育て支援等も
随時行っております。



これから居場所を
立ち上げたい方への
メッセージ!

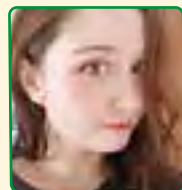
「食」の提供には信頼関係の構築が肝心となります。

来てくださる利用者の方の気持ちや人権に配慮して、気持ちよく過ごせる場づくりが最も大切だと思います。

居場所情報



- 団体名: しずおかキッズカフェ
- 代表理事: 小林タバサ 氏 ● 設立: 2015年
- 対象者: こどもとその保護者
- 内容: こども食堂・宅配・子育て支援
- 場所: 静岡市葵区瀬名川1-32-25
- 運営日: こども食堂(通常第2・第4土曜日)
子育て支援(随時)
- Web: <https://www.shizuokakidscafe.com/>



・代表者/小林タバサ 氏



事例紹介



団体名：NPO法人
しんみらいプロジェクト

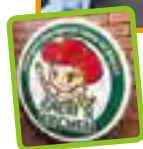
永ちゃん食堂・ティーンエイジカフェ・フードパントリーなど浜松市を活動拠点に、こども食堂などを中心としたこどもへの支援事業を行っている。

＼ 運営者のみなさんに聞いてみました！ ／

Q1

居場所立上げのきっかけを教えてください

もともと里親をしていたころから、子育てや親子関係の大切さを実感してしていました。目の前のこどもたちに何かできないかと考え、こども食堂の開催を決断しました。より間口を広くすることで色々な方々、多くのこどもたちと接し、お話をたくさんすることができているので、毎回の開催がとても楽しいです。



Q2

居場所の運営を通じて学んだこと、やりがいを教えてください

毎週水曜日に開催しているため、多くのこどもたちや親御さんと継続してお話ができ、関係性がどんどん深まっていきます。こどもたちは色々なことを話してくれ、表情がどんどん明るくなっていきます。こどもたちから、「もっと早く出会いたかった。」と言われると、とてもやりがいを感じます。運営のお手伝いをしてくださるスタッフやボランティアの方々のご尽力もあり、日々、より温かい居場所に成長していると思い、感謝しています。

Q3

活動を継続していく上で重要なこと、心掛けていることを教えてください

お手伝いをしてくださるスタッフやボランティアの方々への感謝の気持ちを大切にしています。それがこどもたちを大切にすることに繋がり、より一層温かい居場所にする秘訣だと思います。

活動日(毎週水曜日)のタイムスケジュール

- 15:00 開所準備開始
- 16:00 会場セッティング
- 17:00 開所 夕食提供開始
- 18:00 夕食 学習タイム
- 18:00 閉所
- 19:00 片付け



これから居場所を
立ち上げたい方への
メッセージ!

こどもたちは「大丈夫」と言って、安心感を持たせてくれる大人がいるところを求めています。そこで自分の話を聞いてくれる大人や友達とふれあいたいと思っています。ぜひその願いを叶えてあげてやってください! 多くの人とふれあうことで、こどもたちはびっくりするほどの価値観や考え方を学び、成長していきます。その成長を、周りの大人と共に温かく見守っていきましょう!

居場所情報



- 団体名: NPO法人しんみらいプロジェクト
- 代表理事: 奥名博美 氏
- 設立: 令和6年6月6日
- 対象者: 幼児、小学生、中学生、及びその親御さん
(利用料は中学生まで無料。高校生以上は有料です。)
- 内容: こども食堂、カフェ、フードパントリー、講演会など
- 場所: 浜松市中央区南浅田2-17-8
- 運営日: 毎週水曜日(17時~19時)
- Web: <https://www.shinmirai-ra.org/>



・代表者/奥名博美 氏



居場所の立上げまでのワークシート



立上げまでのスケジュールを確認してみましょう。
焦らず余裕をもってスケジュールリングすることが重要です。

1.居場所立上げに関する相談居場所立上げに関する相談

(年 月までにやる)

- ☐ 関係機関への相談

(社会福祉協議会、市役所・役場、保健所等に対し立ち上げに必要な内容を事前に相談しておきましょう)

[メモ]

.....

.....

.....

2.具体的な準備

(年 月までにやる)

- ☐ チラシの作成
☐ 居場所サイトの作成(ホームページやSNSなど)
☐ ボランティアスタッフの確保
☐ 運営に必要な材料・機材の確保
☐ ボランティア保険への加入
☐ 地域(学校、自治会、企業(商店)等)への挨拶

[メモ]

.....

.....

.....



- ☐ 緊急時の連絡先の確認
- ☐ 仲間やボランティアスタッフとの運営ルール・注意事項等の共有
- ☐ 当日のシミュレーションを実施し、過不足がないか確認

[メモ]

こどもの居場所についての 相談窓口

居場所の立上げ、運営等について困ったことがありましたら、ご相談ください。

相談内容

- ・ 運営費の確保（活用可能な補助金等の紹介）
- ・ 場所の確保（公民館等の活用）
- ・ 食材の確保（フードバンクとの連携等） など



問い合わせ先

- 静岡県健康福祉部こども若者局こども家庭課
 - ・ TEL:054-221-2365
 - ・ FAX:054-221-3521
 - ・ メール:kokatei@pref.shizuoka.lg.jp
- 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会地域福祉課
 - ・ TEL:054-254-5224
 - ・ FAX:054-251-7508
 - ・ メール:kodomo@shizuoka-wel.jp

●こどもの居場所について市町の相談窓口

No	市町名	課名	電話番号	メールアドレス
1	静岡市	こども未来課	054-354-2603*	kodomomirai@city.shizuoka.lg.jp
2	浜松市	子育て支援課	053-457-2792	kosodate@city.hamamatsu.shizuoka.jp
3	沼津市	こども家庭センター	055-951-1212	kodomokatei@city.numazu.lg.jp
4	熱海市	社会福祉課	0557-86-6352	kosodate@city.atami.lg.jp
5	三島市	こども未来課	055-983-2713	kodomomirai@city.mishima.shizuoka.jp
6	富士宮市	こども未来課	0544-22-1146	kodomo@city.fujinomiya.lg.jp
7	伊東市	子育て支援課	0557-32-1581	kosodate@city.ito.shizuoka.jp
8	島田市	子育て応援課	0547-36-7253	kosodate@city.shimada.lg.jp
9	富士市	こども家庭課	0545-55-2763	kodomokatei@div.city.fuji.shizuoka.jp
10	磐田市	こども未来課	0538-37-2808	kodomo@city.iwata.lg.jp
11	焼津市	子育て支援課	054-626-1137	kosodate@city.yaizu.lg.jp
12	掛川市	こども政策課	0537-21-1211	kodomoseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp
13	藤枝市	こども・若者支援課	054-643-7227	kodomo@city.fujieda.shizuoka.jp
14	御殿場市	子育て支援課	0550-82-4124	kosodate@city.gotemba.lg.jp
15	袋井市	しあわせ推進課	0538-44-3119	shiawase@city.fukuroi.shizuoka.jp
16	下田市	福祉事務所	0558-22-2216	fukushi@city.shimoda.lg.jp
17	裾野市	子育て支援課	055-995-1862	kosodate@city.susono.lg.jp
18	湖西市	こども政策課	053-576-1813	kosodate@city.kosai.lg.jp
19	伊豆市	子育て支援課	0558-72-9864	kosodate@city.izu.shizuoka.jp
20	御前崎市	こども未来課	0537-85-1120	kodomomirai@city.omaezaki.shizuoka.jp
21	菊川市	子育て応援課	0537-35-0914	kosodate@city.kikugawa.shizuoka.jp
22	伊豆の国市	こども家庭センター	0558-76-8008	kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp
23	牧之原市	福祉相談課	0548-23-0086	shien@city.makinohara.lg.jp
24	東伊豆町	住民福祉課	0557-95-6204	fukushi@town.higashiizu.lg.jp
25	河津町	福祉介護課	0558-36-3232	fukushi@town.kawazu.lg.jp
26	南伊豆町	福祉介護課	0558-62-6233	fukukai@town.minamiizu.shizuoka.jp
27	松崎町	健康福祉課	0558-42-3966	fukushi@town.matsuzaki.lg.jp
28	西伊豆町	健康福祉課	0558-52-1961	fukushi@town.nishiizu.lg.jp
29	函南町	子育て支援課	055-979-8133	kosodate@town.kannami.shizuoka.jp
30	清水町	こども未来課	055-981-8215	kosodate@town.shizuoka-shimizu.lg.jp
31	長泉町	こども未来課	055-989-5573	kosodate@town.nagaizumi.lg.jp
32	小山町	こども未来課	0550-76-6126	kodomo@fuji-oyama.jp
33	吉田町	こども未来課	0548-33-2153	kodomo@town.shizuoka-yoshida.lg.jp
34	川根本町	健康福祉課	0547-56-2224	kenko-fukushi@town.kawanehon.lg.jp
35	森町	健康こども課	0538-86-6330	k-kodomo@town.shizuoka-mori.lg.jp

※静岡市は R7.5 月から電話番号が変更されますのでご注意ください。

●こどもの居場所について市町社会福祉協議会の相談窓口

No	市町名	事務所所在地	電話番号
1	静岡市	静岡市葵区城内町1-1 静岡市中央福祉センター内	054-254-5213
2	浜松市	浜松市中央区成子町140番地の8 福祉交流センター内	053-453-0580
3	沼津市	沼津市日の出町1番15号 ぬまづ健康福祉プラザ(サンウェルぬまづ)内	055-922-1500
4	熱海市	熱海市中央町1-26 総合福祉センター内2階	0557-86-6339
5	三島市	三島市南本町20-30 三島市社会福祉会館内	055-972-3221
6	富士宮市	富士宮市宮原7番地の1 富士宮市総合福祉会館内	0544-22-0054
7	伊東市	伊東市桜木町2-2-3 伊東市健康福祉センター内	0557-36-5512
8	島田市	島田市大津通2-1	0547-35-6244
9	富士市	富士市本市場432-1 フィランセ東館	0545-64-7100
10	磐田市	磐田市国府台57-7 iプラザ(磐田市総合健康福祉会館)1階	0538-37-9617
11	焼津市	焼津市大覚寺3丁目2-2 焼津市総合福祉会館内	054-621-2941
12	掛川市	掛川市掛川910-1 掛川市総合福祉センター2階	0537-22-1294
13	藤枝市	藤枝市岡部町内谷1400番地の1 藤枝市福祉センターきすみれ内	054-667-2940
14	御殿場市	御殿場市萩原988-1 御殿場市民交流センターふじざくら	0550-70-6801
15	袋井市	袋井市久能2515-1 はーとふるプラザ袋井(袋井市総合健康センター)	0538-42-7914
16	下田市	下田市4丁目1番1号 下田市総合福祉会館内	0558-22-3294
17	裾野市	裾野市石脇524番地の1 裾野市福祉保健会館内	055-992-5750
18	湖西市	湖西市新居町浜名643-1 湖西市老人福祉センター内	053-594-5511
19	伊豆市	伊豆市八幡33-1 中伊豆保健福祉センターふれあいプラザ内	0558-83-3013
20	御前崎市	御前崎市白羽5402-10 御前崎ふれあい福祉センター「なごみ」内	0548-63-5294
21	菊川市	菊川市半済1865 菊川市総合保健福祉センター内	0537-35-3724
22	伊豆の国市	伊豆の国市四日町302-1 韮山福祉・保健センター内	055-949-5818
23	牧之原市	牧之原市須々木140 牧之原市相良総合センター「いへら」内	0548-52-3500
24	東伊豆町	賀茂郡東伊豆町白田306番地 東伊豆町保健福祉センター内	0557-22-1294
25	河津町	賀茂郡河津町田中226 河津町地域子育て支援センター内	0558-34-1286
26	南伊豆町	賀茂郡南伊豆町加納790 南伊豆町健康福祉センター内	0558-62-3156
27	松崎町	賀茂郡松崎町宮内272-2 松崎町総合福祉センター内	0558-42-2719
28	西伊豆町	賀茂郡西伊豆町宇久須258-4西伊豆町賀茂健康センター	0558-55-1313
29	函南町	田方郡函南町平井717-28 函南町保健福祉センター内	055-978-9288
30	清水町	駿東郡清水町堂庭221-1 清水町福祉センター内	055-981-1665
31	長泉町	駿東郡長泉町下土狩967-2 長泉町福祉会館内	055-988-3920
32	小山町	駿東郡小山町小山75-7 小山町健康福祉会館内	0550-76-9906
33	吉田町	榛原郡吉田町片岡795-1 吉田町健康福祉センター内	0548-34-1800
34	川根本町	榛原郡川根本町上岸90番地 川根本町福祉センター内	0547-59-2315
35	森町	周智郡森町森50-1 森町保健福祉センター内	0538-85-5769



こどもの居場所づくりガイドブック



発 行 静岡県健康福祉部こども若者局こども家庭課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
TEL.054-221-2365

委 託 先 株式会社東海道シグマ
教育事業部
〒420-0857 静岡市葵区御幸町8-1 JADEビル6F
TEL.054-272-0206



こどもの居場所づくり
ガイドブック